

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク
町田市老人保健施設部会規約（設置要綱）

<総則>

（名称）

第1条 一般社団法人町田市介護サービスネットワーク町田市老人保健施設部会という。

（根拠）

第2条 この内規は、一般社団法人町田市介護サービスネットワーク（以下、「本会」という。）が、定款第3条の目的及び第4条（4）のネットワーク促進事業を円滑かつ効果的に実現するために町田市老人保健施設部会（以下、「老健部会」という。）を設置し、その組織運営について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第3条 老健部会は、介護老人保健施設の健全な発展に努めるとともに、会員相互の連携並びに親睦を図り、広く町田市の地域住民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 施設部会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）施設の運営管理全般について情報交換に関すること
- （2）町田市行政との連携を深めていくこと。
- （3）施設職員の研修と親睦に関すること。
- （4）関係機関及び団体の連絡調整に関すること
- （5）その他目的達成に必要な事項に関すること

<会員>

（会員の範囲）

第5条 老人保健施設部会会員とは、本会の会員でかつ町田市内にある老人保健施設とする。

（加入の方法）

第6条 老健部会に加入を希望される者は、本会の会長に申し出るものとする。

（会費）

第7条 会員は、一般社団法人町田市介護サービスネットワークが定める年会費を納入しなければならない。

(会員の責務)

第8条 会員は、下記事項に対して責務を負う。

- (1) 定例会等において、申し合わせた事項を遵守すること
- (2) 知り得た、衛生・健康等に関する情報を提供すること
- (3) その他、本会の目的達成のため積極的に協力すること。

<組織>

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名

(役員を選任)

第10条 役員は、施設を代表するものとする。部会長を選任する。それぞれ任期は1年とする。

(連絡会)

第11条 老健部会に、連絡会を置くことができる。

- (1) 支援相談員部会
- (2) その他

(定例会)

第12条 定例会は、原則年4回開催する。

- 2 会員から開催の請求があった場合、または部会長が特に必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。
- 3 定例会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 定例会の開催場所は、会員施設のうち法人単位で持ち回りとする。ただし、定例会で認められた場合はこの限りでない。
- 5 定例会は、下記の事項を審議する。
 - (1) 事業活動に関する事項
 - (2) 役員等の選出・選任
 - (3) 事業計画・事業報告の承認
 - (4) その他、必要な事項

(議決)

第13条 定例会で協議する事項は、出席者の過半数をもって決定する。

(事務局)

第 14 条 老人保健施設部会の事務は、本会町田市介護人材開発センターが所掌する。

附則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。